

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきであると認識しております。当社グループの経営理念である、「質の高い人材の流動化を通して、企業の活性化と日本経済の発展に寄与する」ために、中途採用・新卒採用における人材の流動化に焦点を当て、求職者・求人企業の転職・就職、採用に関する課題解決に取り組むべきテーマとして、これをもって社会に貢献するべく努めております。

また、当社グループのコーポレートコンセプトである「いい仕事・いい人生」とは、当社グループの企業理念を実現するための行動規範であります。当社グループ従業員だけでなく、様々なステークホルダーに対して「いい仕事」を提供することが、それぞれの「いい人生」につながると考え、それこそがステークホルダーへの価値創造及び当社の中長期的な価値向上につながると考えております。

その上で、経営の効率性、透明性の向上を図り、企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

〔補充原則4-1-3. 取締役会の役割・責務(1)〕

当社は、最高経営責任者（CEO）等の後継者の計画を経営課題として考えており、今後取締役会及び経営会議を通じてグループ全体として適切に計画を立案し、実行、監督するよう検討して参ります。

また、当社は2019年1月に任意の諮問委員会として、社内取締役1名と社外取締役2名を構成員とする指名・報酬委員会を設置しており、役員等の指名については、客観性及び透明性を確保するため、指名・報酬委員会においてその妥当性について評価、検討を行ったうえで、取締役会において審議のうえ決定することとしております。

〔補充原則4-2-1. 取締役会の役割・責務(2)〕

当社取締役会は、会社業績、世間水準、社員給与とのバランス等を考慮の上、健全な企業家精神の発揮に資するためのインセンティブ付けの観点から、各業務執行取締役等の会社経営への貢献度を反映させて報酬額を決定しております。なお、自社株報酬については、業績連動の現金報酬を実施しており、当面導入する予定はありません。

また、当社は2019年1月に任意の諮問委員会として、社内取締役1名と社外取締役2名を構成員とする指名・報酬委員会を設置しており、その委員会において客観性、透明性を確保する観点から報酬の妥当性について評価、検討を行ったうえで、取締役会において充分に審議のうえ決定したいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

〔原則1-4. いわゆる政策保有株式〕

当社は、原則として、政策保有目的の株式の取得を行わない方針ですが、業務提携その他経営上の合理的な目的に基づいて上場株式を保有する場合には、保有に伴う便益、リスク等を総合的に勘案し、保有の適否を検証し保有合理性のない株式については、株価や市場動向等を考慮して売却いたします。

政策保有株式に係る議決権の行使については、議案の内容を検討し、投資先企業の経営方針や事業計画等を把握した上で、中長期的な企業価値の向上に資するか否かの視点に立って判断いたします。

〔原則1-7. 関連当事者間の取引〕

当社は、事業上の必要性に基づく子会社との取引を行う場合を除き、関連当事者との取引は原則行わないことを基本方針としております。子会社との取引実施の際は、当社グループの経営の健全性を損なう可能性があることを十分に認識し、事業上の必要性、取引条件の妥当性を慎重に検討した上で、当社社内規程で定める手続きに従って行うこととしています。また、その取引の状況については、経理課が取引の内容、金額等を把握するほか、監査役会が確認する体制となっております。

〔原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

現在、当社では、コーポレートガバナンス・コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入していないため、アセットオーナーには該当しておりません。

〔原則3-1. 情報開示の充実〕

(1) 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきであると認識しております。

当社グループの経営理念である、「質の高い人材の流動化を通して、企業の活性化と日本経済の発展に寄与する」ために、中途採用・新卒採用における人材の流動化に焦点を当て、求職者・求人企業の転職・就職、採用に関する課題解決に取り組むべきテーマとして、これをもって社会に貢献するべく努めております。

また、当社グループのコーポレートコンセプトである「いい仕事・いい人生」とは、当社グループの企業理念を実現するための行動規範であります。当社グループ従業員だけでなく、様々なステークホルダーに対して「いい仕事」を提供することが、それぞれの「いい人生」につながると考え、それこそがステークホルダーへの価値創造及び当社の中長期的な価値向上につながると考えております。

経営理念や経営戦略等を当社ウェブサイト、決算説明会資料にて開示しております。

TOPメッセージ：<https://cdc.type.jp/ir/message.html>

決算説明会資料：<https://cdc.type.jp/ir/presentation.html>

(2) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

コーポレートガバナンス：<https://cdc.type.jp/ir/corporate.html>

(3) 取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、その上位者による評価のもと決定しております。

また、当社は2019年1月に任意の諮問委員会として、社内取締役1名と社外取締役2名を構成員とする指名・報酬委員会を設置しており、役員等の報酬については、客観性及び透明性を確保するため、指名・報酬委員会においてその妥当性について評価、検討を行ったうえで、取締役会において審議のうえ決定することとしております。

(4) 当社の取締役候補の選解任については、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する人物であり、且つ人格に優れ、高い識見を備えた候補者かを基準に選定し、候補者との対話の機会を持った上で、取締役会にて決定しております。

また、監査役候補の選解任については、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物で、中立的・客観的に監査を行うことができ、且つ人格に優れ、高い識見を備えた候補者であるかを基準に選定し、監査役会で検討・同意した上で、最終的に取締役会にて決定しております。

なお、社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準については、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことを基本的な考えとして選任し、その考え方について有価証券報告書に記載しております。

また、当社は2019年1月に任意の諮問委員会として、社内取締役1名と社外取締役2名を構成員とする指名・報酬委員会を設置しており、役員等の指名については、客観性及び透明性を確保するため、指名・報酬委員会においてその妥当性について評価、検討を行ったうえで、取締役会において審議のうえ決定することとしております。

(5) すべての取締役・監査役候補者の選解任理由について、株主総会招集通知に記載しております。

また、候補者全員の経歴についても、株主総会招集通知の参考資料として付しております。

[補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示]

当社取締役会は、毎月1回の定例取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督を行います。また、取締役会において中期経営計画及び年度予算を策定し、計画を達成するための取締役の職務権限と担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図っております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社取締役会は、独立社外取締役を選任するための独立性について特段の定めを設けておりませんが、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことを基本的な考えとして社外取締役候補者を選任しております。

なお、当社の社外取締役2名は独立社外取締役に該当しており、独立役員の指定をしております。

[補充原則4-11-1. 取締役会全体の知識等のバランス、多様性、規模に関する考え方の策定、取締役の選任に関する方針・手続の開示]

当社取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、当社グループの事業規模・内容等を踏まえ、各事業部門・管理部門等それぞれの業務に精通した取締役をバランスよく選任する方針としております。

社外取締役に關しては、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことを基本的な考えとして候補者を選任しております。

[補充原則4-11-2. 独立社外取締役の兼任状況]

当社の社外取締役及び社外監査役は、他の会社の役員を兼任している者もありますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の取締役・監査役の業務に振り向けられるものと考えております。

また、社内取締役及び常勤監査役は当社の子会社・関係会社以外の他の上場会社の役員は兼務しておらず、社内取締役及び常勤監査役の業務に専念できる体制となっております。当社の社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書に記載しております。

[補充原則4-11-3. 取締役会の実効性に関する分析・評価・結果の概要の開示]

当社では、現在取締役会全体の実効性についての分析・評価をアンケート形式により年1回実施し、各取締役の自己評価等を参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価しております。その結果の概要についての開示については、今後検討して参ります。

[補充原則4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示]

当社は、取締役・監査役が、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針としております。

当社取締役・監査役は、当社が加盟する団体等の外部セミナー等に積極的に参加することで、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めております。社内取締役に關しては、6ヶ月に1回、外部講師を招いた勉強会やトレーニングの機会を設けております。また、当社の取締役・監査役に就任する際には、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業務遂行に求められる知識習得のために外部セミナー等に積極的に参加する機会を設けております。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、持続的成長及び中長期的な企業価値向上を実現するためには、株主・投資家との積極的かつ建設的な対話が必要不可欠であると考えております。そのため、IR担当取締役を中心としたIR体制を整備し、当社の経営戦略に対する理解を深めるための機会創出に努めております。具体的には、半期に一度の決算説明会を開催し、経営陣から株主・投資家に事業の現況・戦略を伝えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

多田弘實	1,124,900	16.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	836,300	12.38
KBL EPB S. A. 107704	640,700	9.49
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	340,000	5.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	279,900	4.14
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	120,400	1.78
株式会社ダイヤモンド社	120,000	1.77
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIE S FUND	110,000	1.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	94,500	1.39
中桐 基雄	93,400	1.38

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・上記外国人株式保有比率、大株主の状況、及び下記補足説明は2019年9月30日現在の状況です。なお、上記には当社の保有する自己株式304,328株 (保有比率4.81%) は含まれません。

・2018年11月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、SAMARANG UCITSが2018年11月9日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

[氏名又は名称 (所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)]
SAMARANG UCITS (596,100株、8.45%)

・2019年9月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、FMR LLCが2019年8月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

[氏名又は名称 (所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)]
FMR LLC (478,800株、6.79%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	サービス業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
和田芳幸	公認会計士											
齋藤哲男	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和田芳幸	○	該当事項はありません。	和田氏は、公認会計士として監査法人での監査に基づく豊富な経験と知識を有しており、当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を行うことにより、職務を適切に遂行しております。また、和田氏は上記事由のいずれにも該当せず、一般株主とも利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として適切であると判断し、指定いたしました。

齋藤哲男	○	該当事項はありません。	齋藤氏は、東京証券取引所勤務経験に基づいた、上場会社運営に関する豊富な知識と経験を有しており、当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を行うことにより、職務を適切に遂行いたしております。また、齋藤氏は上記事由のいずれにも該当せず、一般株主とも利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として適切であると判断し、指定いたしました。
------	---	-------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は任意の諮問委員会として、社内取締役1名（代表取締役社長兼会長）と社外取締役2名を構成員とする指名・報酬委員会を設置しており、役員等の指名及び報酬については、客観性及び透明性を確保するため、指名・報酬委員会においてその妥当性について評価、検討を行ったうえで、取締役会において審議のうえ決定することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

公認会計士による監査結果の講評等については内部監査室担当者とともに立会いを行っております。当社の監査役は、内部監査室及び監査法人と必要に応じ、意見・情報交換を行っており、監査役の職務遂行に必要な調査・情報収集等の事項を監査役の判断で実施しております。さらに監査の実効性を確保するため、取締役会に出席するほか、当社の代表取締役社長及び取締役との意見交換や監査において必要な社内会議への出席等をしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
菅原 隆志	公認会計士												
皆見 晴彦	他の会社の出身者												

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菅原 隆志	○	該当事項はありません。	公認会計士及び税理士としての経験から客観的な監査を行うためであります。
皆見 晴彦	○	該当事項はありません。	金融・財務に関する豊富な知識と経営者としての豊富な経験を有しており、当社のガバナンス体制強化と経営全般に対する助言を期待するためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

現在、当社は取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施しておりませんが、指名・報酬諮問委員会の答申された結果をもとに報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬：(2019年9月期)

取締役を支払った報酬 159,720千円

監査役を支払った報酬 15,960千円

計 175,680千円

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年12月22日開催の第15回定時株主総会において年額280,000千円以内（ただし、使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、2001年6月26日開催の第9回定時株主総会において月額7,500千円以内と決議いただいております。
3. 取締役及び監査役の報酬決定にあたっては、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。この委員会は取締役及び監査役の報酬内容について審議し、取締役会に対し答申を行うものであります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査の職務を補助すべき従業員には、必要に応じて経営企画課の人員が当たることとしております。
また、常勤監査役は社内における主要会議への出席又は担当取締役より会議内容の報告を受け、各種資料の収集を行い、必要に応じて非常勤監査役への連絡及び協議を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

- (1) 取締役会は原則として毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項などを決議しております。この他に、取締役会に付議及び報告される事項につき十分な審議及び議論を実施するための会議体として、当社グループの常勤取締役、事業責任者等で構成される経営会議を毎週1回開催し、職務権限規程等諸規程に基づき、経営の方向性等に関する議論及び業務執行における重要課題の審議を行っております。
- (2) 内部監査については、社長直属の組織である内部監査室を設置し、所属部以外の社内各部における業務活動が適切、効率的に行われているかを年間計画を立てて内部監査を実施しております。
- (3) 当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査をEY新日本有限責任監査法人に委嘱しており、それに基づく報酬を支払っております。当該監査法人及び当社監査に従事する当該監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。2019年9月期における会計監査体制については、以下のとおりであります。

EY新日本有限責任監査法人

・業務執行をした公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 入江秀雄

指定有限責任社員 業務執行社員 松本暁之

なお、継続監査年数は全員7年以内であるため、記載を省略しております。

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名、その他 9名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役設置会社であり、その他、社外取締役の選任や経営会議の導入により適正な業務執行と迅速な意思決定を行える経営体制を構築しております。

当社は、経営に精通している社外取締役が独立・公正な立場から当社の業務執行を監督し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を持った常勤社外監査役及び専門的な知識・経験を有する社外監査役が会計監査人及び内部監査部門と連携して監査を実施しており、これらにより当社の業務の適正が担保されていると考え現在の体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議案について充分ご検討いただく時間を確保することを目的として、招集通知の発送時期を総会日の約3週間前にしております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、他者の株主総会が集中すると見込まれる日を避け、多くの株主にご出席いただきやすい日を設定しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	当社は、議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版(要約)を作成のうえ、TDnetと当社ウェブサイトにおいて掲載しております。
その他	定時株主総会終了後に、事業報告会を開催し、議長を務める代表取締役及びIR担当取締役が業績や事業内容について説明をし、株主総会の活性化を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにディスクロージャーポリシーを掲載し、基本姿勢や開示方法、沈黙期間等について記載しております。 詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。 https://cdc.type.jp/ir/disclosure.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(5月及び11月を予定)開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料に関しては、当社ウェブサイトにて決算情報、その他適時開示資料等を掲載しております。 https://cdc.type.jp/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画課にてIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報開示方針を当社ウェブサイトに掲載しております。 https://cdc.type.jp/ir/disclosure.html
その他	・女性の活躍推進について 当社ではこれまで、年齢や性別に関わらずすべての社員が活躍することができるよう、育児との両立支援やキャリア開発などに取り組んで参りました。その結果、全社員の中で女性社員の占める割合は55%となり、時短勤務で働く社員の割合は6.9%となりました。また管理職における女性社員の割合は44.8%(2019年9月末現在)となっております。2018年2月には、厚生労働大臣より「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づく「えるぼし」に認定され、最高位(3段階目)を取得いたしました。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

① 取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、役職員の行動規範として「企業倫理に関する方針」を策定し、高い倫理性とコンプライアンス意識を持った行動の実践に努めております。また、当社は、「内部統制システムに係る基本方針」に掲げた体制を整備しており、毎年内部統制の計画に沿って、その進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況並びに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っております。その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を社内規程において定めております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの継続的な成長を可能とするため、想定される企業リスクに迅速且つ適切に対処するリスク管理体制について社内規定に定め、適切に運用しております。

④ 取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役会は経営上の意思決定機関として、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項などを決議しております。また、取締役会に付議及び報告される事項につき十分な審議及び議論を実施するための会議体として経営会議を開催しております。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社子会社については、当社の取締役及び監査役が、子会社の取締役及び監査役を兼務し、職務の執行を行っております。また、子会社の職務の執行状況及びその他経営上の重要事項については当社グループの取締役会及び経営会議にて報告を行います。また、当社の内部監査室は、当社子会社の業務全般に係る統制状況等の監査を定期的実施し、当社グループの経営会議にて報告を行い、是正・改善の必要がある場合は、その対策を講じるように指導を行います。さらに、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて外部の専門家による専門的見地からアドバイスを受ける体制を整備し、対応しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の日常における職務を補助すべき使用人については、必要に応じて経営企画課の人員が行うこととしており、その必要が恒常的に生じた場合には「監査役会事務局」を本格的に設置し、人員の配置を行うこととしております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査役を補助すべき使用人に必要な業務を命じることができるものとします。なお、監査役会より監査に必要な命令を受けた使用人は、業務遂行にあたり、取締役、内部監査室長、管理部門内各管理者等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動については、事前に監査役会と協議した上で、監査役会の意向を尊重いたします。

⑧ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役等その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制及びその他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、法定の報告事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに各監査役に報告することとしております。また、監査役はいつでも必要に応じて当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、内部通報制度等（当社監査役等への報告も含む。）を通じて報告を行った当社グループ使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを行いません。

⑩ 監査役職務執行のための費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の過半は社外監査役とし、各監査役の独立性及び透明性を確保いたします。また、監査役は、内部監査室及び監査法人と必要に応じ、意見・情報交換を行うことができ、監査役職務遂行に必要な調査・情報収集等の事項を監査役の判断で実施できるものとします。さらに、監査の実効性を確保するため、取締役又は監査法人との意見交換、監査において必要な社内会議への出席等、監査役監査の環境整備に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針としております。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力による民事介入暴力への対応を当社規程として定めるとともに、警察等の外部専門機関との連携体制を構築することによって、反社会的勢力との関係排除に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛については検討課題ではあると認識しているものの、具体的な対策は講じておりません。ただし、多様な敵対的買収防衛策のうち最も株主の皆様や投資者の皆様に与える影響が最小限に抑えられる策が市場において一般化された場合または将来何らかの対策を講じなければならない事象が生じた場合には、速やかに検討し、対策を講じる予定であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスに関しては、今後の社会環境や当社のステージに合わせて、適切な体制となるべく努力する方針であります。

【参考資料：模式図】

